**障害給付 請求事由確認書**

私は、下記の請求事由を確認し､傷病名（　　　　　　　　　　　　　　　）で「障害認定日による請求」を請求事由として、障害給付を請求します。

ただし、「障害認定日による請求」で受給権が発生しない場合は、「事後重症による請求」を請求事由として障害給付を請求します。

【請求事由について】

１．障害認定日による請求

障害給付は、病気またはケガによって初めて医師の診療を受けた日（初診日）から１年６月を経過

した日（その期間内に治ったときはその日）に、一定の障害の状態にあるときに受けられます。（ただ

し、一定の資格期間が必要です｡）この場合、年金請求書に添付する診断書は、初診日から１年６月を

経過した日の障害状態がわかるものが必要です。

なお、請求する日が、１年６月を経過した日より１年以上過ぎているときには、治ったことにより

請求するときを除き、初診日から１年６月を経過した日の診断書と請求時点の診断書の両方が必要と

なります（ただし、障害状態の確認を行う際に、他の時点の障害の状態がわかる診断書を求めることが

あります）。

２．事後重症による請求

「１．障害認定日による請求」で受給権が発生しなかった場合でも、その後、病状が悪化し、６５

歳に達する日の前日までの間において、一定の障害の状態となったときには本人の請求により障害給

付が受けられます。ただし、請求は６５歳に達する日の前日までに行わなければなりません。この場

合、年金請求書に添付する診断書は、請求時における障害の状態がわかるものが必要です。

令和　　 年　　 月　　 日

(請求者本人)

氏名：

住所：

連絡先：(　　　　　　　)　　　　　　　　－

(代理人)

氏名：

住所：

連絡先：(　　　　　　　)　　　　　　　　－